

令和2年度 第8回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招集年月日	令和2年11月10日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年11月10日 午後1時35分		会長	杉下 和治	
	閉会	令和2年11月10日 午後2時10分		会長	杉下 和治	
応(不応) 招委員 及び出席並びに 欠席委員	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 横臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	13番 多田 喜一郎 14番 的射場 洋一					
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二 課長補佐 高田真之					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人の解散について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第4号 農地利用集積計画(第11回)の決定について					

開会 午後1時33分

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。それではただいまから開会いたします。御起立願います。礼。よろしくお願ひします。御着席ください。ただいまから、令和2年度第8回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いいたします。

◎農業委員会会长（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。もう朝寒くなりまして、まだまだコロナ、それからインフルエンザが懸念されますけれども、十分健康に注意されて、頑張っていただきたいと思います。本日はですね、中村委員より、遅れてこられるという、報告があつてあります。後で来られると思いますので、よろしくお願ひします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議事録署名の指名を行います。本会議の議事録署名議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会、会議規則、第17条の規定によって、13番、多田喜一郎委員。14番、的射場洋一委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2、報告第1号。農地法第18条第6項の規定による通知についての、報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は7件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号70番が、所有権移転のため、申請番号71番から74番が、第三者貸し付けのため、申請番号75番から76番が、後継者貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会长（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、報告いたします。資料は、2ページ右側からごらんください。今回は4件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料3ページ、左側の農業生産法人経営概要表に記載しております。資料3ページ左側は、令和2年6月1日現在です。資料3ページ右側、令和2年8月1日現在です。資料4ページ左側は、令和2年10月1日現在です。資料4ページ右側は、令和2年7月1日現在となっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会长（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。

○22番委員（福永 高嗣君） 1番目の法人のところが、飼料稻が、字を間違っているようです。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） 飼料の「飼」ですね。①事業内容の、すいません。農業のところが、資料のが、紙の資料になっておりますので、はい、すいません。3ページのですね、①、法人の下のほうの①事業内容でありまして、農業のところの、甘藷、飼料稻、ハーブ類（ステビア他）と、あるところの飼料稻の飼料が、すいません、ペーパーの資料になっておりましたので、エサの飼料にお願いいたします。

◎農業委員会会长（杉下 和治君） ほかにありませんか。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、農地所有適格法人の解散についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは報告いたします。資料は、5ページ、左側をごらん

ください。今回は、1件の届け出が提出されております。解散理由につきましては、代表者の方が死亡されたため、事業継続が困難になったからです。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、5ページからになります。今回は、1件の審議をお願いいたします。申請番号19番ですが、資料は次の6ページ左側から9ページになります。譲り渡し人は、町内の個人の方、譲受人は、町内の法人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況ともに田。面積が710平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、10アール当たり100万円です。譲受人は、申請地に米を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第一班の現地調査がありましたので、申請番号19番の案件について、12番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○12番委員（田崎 洋一郎君） はい、12番田崎です。申請番号19番について、現地調査の報告をします。ページは、5ページから9ページです。9ページをごらんいただくと、現地は、免田西の国道219号沿いの、ほっともっと弁当店のすぐ南側にあります。9ページの左側の地図を見ていただくと、申請地の181と180は、1枚になっています。180のほうは、譲り受け人の方の名義となっており、合筆になり1枚になる感じですね。ただ作付されたあとはありませんでしたが、管理はされていました。特に問題はないと思われます。が、譲受人さんはですね、9ページの左側の地番、178、179も数カ月前に、3条申請されておられます。が、水稻つくられるということでしたが、現在、見てみるとですね、水田一面に石が散乱しております、水もポンプで上げない限りはありません。とても水田として利用することはできない状態となっております。また、譲受人さんはですね、約三、四年前に、私の担当地区でも、同様の申請があり、許可されたんですが、当時の畠は茶園にするということであります。整備がされていてもいまだに作付される気配はありません。譲受人さんは、ここ数年、余り生産性がない土地でも買っておられるようです。あさぎり町のみならず。公社が入らない3条で申請された土地は、農地として使用することが条件でありますので、今後農地パトロールなんかですね、皆さんで3条で買われた土地は、チェックしていく必要があると考えました。この件はですね、ちょっと皆さんで審議していただきたいと思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。

○24番委員（平川 勇君） 24番平川です。この農業目的に、その農地を購入されているのかちょっと疑問に思いますけど。それと、農業機械の所有の状況を見ても、その前のやつですね、前の案件なんんですけど、水稻作付とかいうあれで、前回もでてたんですけど、機械の所有の状況をみると、これで果たしてやっていくのかなと。そこら辺がちょっと農業目的、あやしいなと思うんですけど。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ということだが、事務局からは。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。今回上がってきた申請に関しましては、これのみならず、当該の法人さんに関しては、過去、いろいろ、皆さん、御存じのとおり、購入をしたけども、ちょっと作られてないんじゃないかな、というところがあるようでございます。農業委員会としましては、申請の上がったも

のに関しては、皆様の総会の場に上げて審議をしていただくというのが基本になっております。その上で、例えば、今おっしゃられたような、たくさんの面積を買っているが、1台のトラクターぐらいでやっていけるのかとか、今つくってない農地はどうするのかということで、結論を出せるのも一つの方法でありますし、きょうの現地調査の中でも、今後こういった3条なり、基盤強化法、県の公社が入る農地に関しては、今それは何がつくってありますかという調査が、5年後ぐらいに行われることになっております。ので、例えば、3条に関しましても、きちんと、町、農業委員会委員さんの皆さんで、先ほど田崎委員からも出ました、農地パトロールとかの中で、チェックをして、ちゃんと、追跡調査といいますか、そういうことも必要じゃないかという御意見もありました。そこあたりについては、皆様で御審議いただいて、今回の件を、条件つきで許可するのか、いや、これはちょっと難しいんじやなかろうかというふうな、結論を持っていくために、いろいろ御意見をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局から報告がありましたけれども、ほかに意見ありませんか。採決していいですか。はい。質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。賛成多数です。したがって、申請番号19番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は、10ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号6番ですが、7番でした。失礼しました。7番でした。申請地の位置については、後ほど、現地調査、担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地です。で、小集団で、生産性の低い農地、よって、宅地への転用は可能です。申請人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況とともに田です。13ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。申請人は、土地改良区からの意見書も提出されており、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第一班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、22番委員の福永委員より報告をお願いします。

○22番委員（福永 高嗣君） 22番福永です。第4条の現地調査報告をいたします。ページは、10ページ右側から15ページまでで、場所は12ページの右側をごらんください。県道多良木相良線を多良木方面に迎えまして、あさぎり町と、久米の町境のところでございます。近くに熊野公民館の向かい側の場所になります。圃場は、895の1の部分の、217平米の転用です。住宅をつくられるわけですが、拡張する場合、この面積が足らないということでの申請です。第2種農地、農振除外地になっておりますので、何ら問題ないと確認してきました。それから、今現在ある住宅の裏側に、昔幸野溝の用水があったそうですが、現在は使用されていないということで、幸野溝の意見書も添付しております。以上でございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての、説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は、申請番号7番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による、許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は16ページからになります。今回は3件の審議をお願いします。申請番号15番ですが、資料は16ページ、右側から21ページになります。譲り渡し人は、町内の個人の方、譲受人は町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は、台帳、現況ともに田。転用面積が2,061平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は、全体で200万円です。転用の目的は、太陽光発電施設です。17ページ右側の地図をごらんください。申請地の位置については後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、東免田駅から300メートルにある第三種農地で、太陽光発電施設への転用は可能です。18ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号16番ですが、資料は22ページから25ページになります。譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況ともに、畠。転用面積が951平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で287万円です。転用の目的は、資材置き場及び駐車場です。23ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管2管埋設されており、500メートル範囲内には、あさぎり歯科クリニックと南稜高校がある第3種農地となり、資材置き場等への転用は可能です。24ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号17番ですが、資料は26ページから、30ページになります。譲り渡し人は、町外の個人の方、譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目は台帳、現況ともに、畠。転用面積が263平米で、もう一つが、台帳が田、現況がやや荒れた農地、転用面積が843平米、合計1,106平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額100万円です。転用の目的は、農機具車両及び資材置き場です。27ページの地図をごらんください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内にある、第2種農地です。小集団で、生産性の低い農地、よって、農機具車両及び資材置き場への転用は可能です。28ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しております。申請人は、代替地も検討され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

◎農業委員会会长（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号15番の案件について、18番委員の廣瀬委員より、申請番号16番の案件について、19番委員の樅木議員より、申請番号17番の案件について、15番委員の石山委員より報告をお願いします。

○18番委員（廣瀬 孝喜君） 説明します。18番の広瀬です。申請番号15番の申請について説明します。朝、現地調査をいたしました。申請内容は16ページから21ページになっております。太陽光発電施設、売買、全体の200万円について説明します。場所は、あさぎり町免田東、築地地区です。国道沿いの219号線沿いの国道に隣接しています。東免田駅から300メートルの国道沿いで、きれいに整備されていますし、何も問題ないと思いますが、審議方よろしくお願ひします。終わります。

○19番委員（樅木 徹郎君） 19番の樅木です。申請番号16番について、説明をいたします。午前中、現地を見させていただきました。譲受人、譲り渡しとともに、あさぎり町内の方、個人の方でございまして、転用の目的は、転用地が、事務、現況、それから地目とも畠でございまして、三種農地の951平米でござ

います。資料といたしまして、22ページから25ページまでですけども、場所といたしまして、南稜高校から、旧上村役場のほうに向かいまして、県道皆越免田線でございますけれども、途中にトチハラ商店ということでございますけれども、そのお店の道挟んだところの反対側でございます。周りがですね、宅地に囲まれておるところでございますけれども、譲受人の方が林業をされておられて、この畑に転用し、された畑に材木を置いたり、それから林業機械の機械を置いたり、それから駐車場にして使いたいというようなことでございます。別に問題はないかと思いますので、御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○15番委員（石山 孝史郎君） 15番石山です。申請番号17番について、説明します。資料は、26ページから30ページになります。現地のほうは、27ページの右側の地図を見てください。県道錦湯前線沿いに、白髪神社がありまして、道を挟んで、入っていきまして、2件目の近くが、申請地になります。28ページの地図を見てください。申請地は2筆あります、田んぼと畑です。田んぼのほうは、先ほど、事務局から説明があったように、もう数年、もう田んぼをつくってないような状態でした。それと、畑のほうはクリが植えてあります、管理もしてありました。周りが宅地に囲まれていて、地目変更されても何ら周りに問題ないと見てきました。あとは皆さんのお審議方よろしくお願ひします。

○○農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農地法第5条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号15番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号15番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。じゃなかですか。ありませんか。はい。

○9番委員（上野 勇一郎君） 値段的なもんが、200何十万とかなっとつですよね。これは坪単価でいつとつとかな。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。値段に関しましては、宅地相当額というふうに、ということで提示をされたと聞いております。譲り受け人さんがすぐ近くに住んでおられて、その土地の評価額の坪単価が出ております。それからの6割程と、ということで、坪単価を出しておられるというふうに聞いております。以上です。

○9番委員（上野 勇一郎君） わかりました。

○農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ほかにありませんか。質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に申請番号17番の案件についてですが、申請人の譲り受け人と、19番樅木委員が、同住所、居住の親子ということで、審議の時間、退出いただきたいと思いますので、19番委員よろしくお願ひします。（19番委員退室）それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号17番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。それでは、審議が終了しましたので、19番委員の入室を許可します。（19番委員入室）

はい、日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画（第11回）について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは説明します前に、32ページからごらんください。今回、農地台帳システムを新しくしました関係上、ちょっと小さくなっていますが、こういった形で出させていただいております。また後ほど全協のほうでも説明しますが、今回、次回からもちょっと変更のほう

をさせていただければなと考えております。今回は、こちらの新しいシステムのほうで出させていただいております。説明をいたします。資料は32ページ、左側からご覧ください。申請番号352番から、34ページの383番までは、期間満了に伴う、賃貸借権の再設定です。資料は次に、資料、34ページ左側からご覧ください。申請番号384番から、389番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。続きまして資料は35ページ、左側からご覧ください。申請番号390番から394番は、新規の賃貸借権の設定です。同じく、395番から399番までは、35ページ右側になりますが、新規の農地中間管理事業による貸借設定になります。続きまして、所有権移転にかかる分について説明をいたします。資料は36ページ、左側をご覧ください。今回の申請は、2件になります。申請番号64番から65番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものになっております。次に、売買価格についてですが、申請番号64番の売り渡し価格は、10アール当たり55万1,076円。総額の30万7,500円になります。申請番号65番の売り渡し価格は、10アール当たり18万4,176円です。こちらは総額の307万5,000円になります。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えております。37ページから39ページにかけましては、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括性をあわせて載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積計画、（第11回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画（第11回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会、第8回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年12月14日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 13番 多田 喜一郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 14番 的射場 洋一